

大学等におけるリカレント教育の実施状況に係る調査分析事業
(リカレント教育の社会実装に向けた調査研究・普及啓発パッケージ事業)
総合評価基準

本資料は、文部科学省総合教育政策局が調達する「大学等におけるリカレント教育の実施状況に係る調査分析事業（リカレント教育の社会実装に向けた調査研究・普及啓発パッケージ事業）」に係る入札の評価に関する基準について規定したものである。

1. 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を得た値とする。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

2. 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、別冊の仕様書、別紙1の評価項目及び得点配分基準及び別紙2の加点付与基準（以下「評価基準」という。）に基づき以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等が文部科学省としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

- (1) 評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を加え、さらに、これを超える部分については、評価に応じ次表基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。
- (2) 仕様書に記載する技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）を満たしているか否かの判定基準及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、技術審査委員会において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

3. 得点配分

区分	価格点	技術点	合計
配点	50	100	150

4. 総合評価の方法

- (1) 入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、1の入札価格の評価方法により得られた入札価格の得点に、2の技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値を以て行い、当該数値の最も高いものを落札者とする。
 - ① 予定価格の制限範囲内の入札価格を提示した競争加入者であること。
 - ② 入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件の内必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した入札者であること。
- (2) 上記数値の最も高いものが2人以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

「大学等におけるリカレント教育の実施状況に係る調査分析事業(リカレント教育の社会実装に向けた調査研究・普及啓発パッケージ事業)」
評価項目及び得点配分基準

※: 必須の項目 ●: 価格と同等に評価できない項目

分類	評価項目 (要求要件)	基礎点	加点
	1 調査事業内容に関する評価 (50点)	22	28
●	1-1 事業内容の妥当性	6	5
	※① 仕様書記載の調査分析内容について全て提案されていること。	3	
	[上記①の項目について、仕様書に示した調査内容に関し、調査の客観性を高める工夫がなされていれば、その内容に応じて加点する。]		5
	※② 提案された調査分析結果や成果物は国における活用が期待できること。	3	
●	1-2 調査手法・分析手法の妥当性、独創性	6	13
	※① 調査手法が明確に示されており、妥当であること。	3	
	[上記①の項目について、調査手法に事業成果を高めるための工夫があれば、その内容に応じて加点する。]		5
	※② 分析手法が明確に示されており、妥当であること。	3	
	[上記②の項目について、分析手法に事業成果を高めるための工夫があれば、その内容に応じて加点する。]		8
●	1-3 作業計画の妥当性、効率性	10	10
	※① 作業の日程・手順等に無理がなく、目的に沿った実現性があること。	5	
	[上記①の項目について、効率的に作業を進めるための工夫等あれば、その内容に応じて加点する。]		5
	※② 作業の工程が明確で、正確性が担保されると認められるものであること。	5	
	[集計結果の正確性の担保に資する工夫が見られれば、その内容に応じて加点する。]		5

	2 組織の経験・能力 (21点)	4	17
-	2-1 組織の類似調査業務の経験	0	7
	① 組織が過去に類似又は同等の専門性を有する調査分析を実施し、実績を有していること。(類似又は同等の専門性を有する調査分析の実績内容により加点する。)なお、実績の有無及び内容を確認するため、調査分析の名称、実施時期、調査分析内容の概要を明記した資料を、技術提案書とは別に提出すること。		7
-	2-2 組織の調査業務実施能力	4	5
	※① 事業を遂行する人員および事業実施体制が確保されているか〔リカレント教育に関する幅広い知見及び、大学等に対する迅速な情報収集力・ネットワークを有している場合は加点する。〕	2	5
	※② 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有しているか。	2	
-	2-3 調査業務に当たってのバックアップ体制	0	5
	①円滑な事業遂行のための人員補助体制が組み立てられていれば加点する。		5
	3 事業従事予定者の経験・能力 (19点)	4	15
-	3-1 事業従事予定者の類似調査業務の経験	0	7
	① 過去に類似又は同等の専門性を有する調査分析を実施し、実績を有していること。(類似又は同等の専門性を有する調査分析の実績内容により加点する。)なお、実績の有無及び内容を確認するため、調査分析の名称、実施時期、調査分析内容の概要を明記した資料を、技術提案書とは別に提出すること。		7
-	3-2 事業従事予定者の調査分析業務に関する専門知識・適格性	4	8
	※① 調査分析に必要な知識・知見を有していること。	4	
	② 調査に活用できる人的ネットワークを有していれば加点する。		5
	〔上記①、②の項目について、その専門性や本事業への活用可能性に応じて加点する。〕		3
	4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 (5点)		5
-	4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組		
	以下のいずれかの認定を受けていること。 〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕 ◇ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)を受けていること。又は、一般事業主行動計画策定済(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る) ◇ 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)を受けていること。 ◇ 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定を受けていること。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。		5
	5 賃上げを実施する企業に関する指標 (5点)		5
-	5-1 賃上げの表明		
	以下のいずれかを表明していること。(いずれかを応募者が選択するものとする。) 5-1-① 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、前年度比で「給与等受給者一人あたりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。 5-1-② 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。		5
	合 計 [100点]	30	70

「大学等におけるリカレント教育の実施状況に係る調査分析事業(リカレント教育の社会実装に向けた調査研究・普及啓発パッケージ事業)」
に係る加点付与基準

加点評価項目	評価区分			
	大変優れている	優れている	やや優れている	加点しない
1 調査事業内容に関する評価				
1-1 事業内容の妥当性				
仕様書に示した調査内容に関し、調査の客観性を高める工夫がされているか。	5	2	1	0
1-2 調査手法・分析手法の妥当性、独創性				
調査手法に事業成果を高めるための工夫がされているか。	5	2	1	0
分析手法に事業成果を高めるための工夫がされているか。	8	4	2	0
1-3 作業計画の妥当性、効率性				
効率的に作業を進めるための工夫等がされているか。	5	2	1	0
集計結果の正確性の担保に資する工夫がされているか。	5	2	1	0
2 組織の経験・能力				
2-1 組織の類似調査業務の経験				
類似又は同等の専門性を有する調査分析の実績内容により加点する。	7	5	2	0
2-2 組織の調査業務実施能力				
リカレント教育に関する幅広い知見及び、大学等に対する迅速な情報収集力・ネットワークを有しているか。	5	2	1	0
2-3 調査業務に当たってのバックアップ体制				
円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれているか。	5	2	1	0
3 事業従事予定者の経験・能力				
3-1 事業従事予定者の類似調査業務の経験				
類似又は同等の専門性を有する調査分析の実績内容により加点する。	7	5	2	0
3-2 事業従事予定者の調査分析業務に関する専門知識・適格性				
調査に活用できる人的ネットワークを有しているか。	5	2	1	0
専門性や本事業への活用可能性について。	3	2	1	0
4 ワーク・ライフ・バランス等の取組				
複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。				
以下のいずれかの認定を受けているか				
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定)等				
・認定段階1(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと)	2			
・認定段階2(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと)	3			
・認定段階3	4			
・プラチナえるぼし認定企業	5			
・行動計画策定済(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ))	1			
○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)				
・くるみん認定①(平成29年3月31日までの基準)(次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。))による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定	2			
・トライくるみん認定	3			
・くるみん認定②(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)(次世代法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。))による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定(ただし、①の認定を除く。))	3			
・くるみん認定③(令和4年4月1日以降の基準)(令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定)	3			
・プラチナくるみん認定	5			
○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定				
・ユースエール認定 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。	4			
5 賃上げを実施する企業に関する指標				
いずれかの表明をしている場合に加点するものとする。				
以下のいずれかを表明しているか				
5-1-① 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、前年度比で「給与等受給者一人あたりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。	5			
5-1-② 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。	5			